

須賀川市 不妊治療助成事業のお知らせ

須賀川市では、保険適用とならない不妊治療や、不妊症検査に関する費用の一部を助成します。

対象者

【次の要件をすべて満たす方】

- 1 福島県不妊治療支援事業助成金の交付決定を受けていること。
- 2 治療又は検査を受けた期間及び申請日において、夫婦(事実婚を含む)若しくはその一方が須賀川市に住所を有していること。
- 3 助成の申請日現在、夫婦に市税等の滞納がないこと。

助成の内容

	助成対象となる治療及び検査	助成額
1	保険適用外となる治療 (保険診療となる治療と保険外診療となる治療の併用)	女性、男性の不妊治療それぞれ上限15万円 ・採卵を伴わない場合は、上限5万円
2	保険診療の治療と併用して実施した先進医療	上限5万円 ・先進医療に要した費用に対する助成 (保険診療分は、助成対象外)
3	治療の回数上限又は妻の年齢上限を超えたことにより保険適用外となる治療	女性、男性の不妊治療それぞれ上限10万円 ・採卵を伴わない場合は、上限5万円 ・保険適用外の治療3回まで
4	不妊症検査	上限3万円 ・1組の夫婦につき1回 ・最初に行った検査の開始日から1年以内実施した検査

(注意) 助成額は、県助成金及びその他の自治体から助成金額を控除した額となります。

申請に必要な書類

①	須賀川市不妊治療助成事業助成金交付申請書（第1号様式）
②	福島県不妊治療支援事業助成金決定通知書の写し
③	福島県不妊治療支援事業助成金受診等証明書の写し
④	福島県を除く他の自治体からの助成を受けている場合は、その助成金額を確認できる書類
⑤	住民票等、申請者の住所を確認できる書類
⑥	事実婚の場合は、夫婦であることを証明する書類 ※⑤で確認できる場合は省略可能
⑦	子の住民票、戸籍謄本等 ※助成回数をリセットする場合のみ
⑧	助成金の振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

以下の書類については、①の申請書の同意欄（※1）において、同意されない方、もしくは、以下の事項に該当する方が必要となる書類です。

⑨	住所を確認できる書類（※2）	夫婦の一方が市外在住の場合 ⇒ 市外の方の住民票
⑩	市税等の滞納がないことを確認できる書類（※2）	夫婦の一方が市外在住の場合 ⇒ 市外の方の納税証明書、非課税証明書等（※3）

（※1）須賀川市においてそれぞれの事実が確認できる場合で、市長がその事実を確認することに申請者が同意する場合に、署名をいただきます。

（※2）⑨～⑩の書類は、発行日から3か月以内のものに限ります。

（※3）税証明書は、1月1日時点で住民登録のあった市町村で発行されます。

申請の際の注意事項

原則として、福島県不妊治療支援事業助成金決定通知書の日付から3か月以内に申請してください。申請が遅れる場合は、ご相談ください。

申請・相談窓口

須賀川市健康づくり課保健指導係

TEL 0248-88-8123